

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ:2013年10月 ～ポイント解説:消費税率引上げと年金削減の関係

年金総合研究センター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

下旬に多数の審議会や委員会が開催され、活発な意見交換が行われました。

○2013年9月10日 年金業務監視委員会（第3回）

テーマ 厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング 等

URL http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkinkanshi/78291.html（配布資料）

○2013年9月12日 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議（第4回）

テーマ 運用についての実務家・研究者からの説明・質疑応答 等

URL http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koutekisikin_unyourisk/dai4/sidai.html（配布資料）

○2013年9月25日 社会保障審議会（第26回）

テーマ 企業年金部会の設置、社会保障制度改革国民会議報告書及び「法制上の措置」の骨子 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000022044.html>（配布資料）

○2013年9月26日 社会保障審議会 年金記録問題に関する特別委員会（第6回）

テーマ 平成26年度予算要求案・平成26年度以降の記録問題への対応 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000024537.html>（配布資料）

○2013年9月30日 社会保障審議会 日本年金機構評価部会（第24回）

テーマ 次期中期目標の論点(案) 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000023703.html>（開催案内）

○2013年9月30日 積立金基本方針に関する検討委員会（第2回）

テーマ 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000023911.html>（開催案内）

2 — ポイント解説：消費税率引上げと年金削減の関係¹

10月1日に、来年4月からの消費税率引上げが決定されました。「物価が上がると年金生活者は大変」といったインタビューを見かけることもあります。どのような仕組みになっているのでしょうか。本稿では、物価上昇と年金額改定との関係、さらに10月分から始まる給付削減との関係を整理します。

1 | 物価上昇と年金額改定の関係(仕組み)

物価が上昇した場合、原則的には前年(1～12月)の物価上昇率を反映して翌年度の年金額が増額されます。しかし賃金上昇率が物価上昇率を下回っている場合は、必ずしも物価上昇にあわせた増額は行われません。これは、現役世代の賃金が物価ほどは上がらない時に物価に合わせて年金額を増額すると世代間のバランスを損うためです。

2 | 年金削減の仕組み

上記に加えて、今年10月分からは年金財政健全化のための給付削減が始まります。

今年10月分から2015年3月分までは、特例水準という経過措置を解消する仕組みが適用されます。2013年10月と2014年4月に1%ずつ特例水準の年金額が削減され、2015年4月分からは特例水準が解消(廃止)されて本来水準の年金額が支給されます。

2015年4月分から支給される本来水準の年金額には、「マクロ経済スライド」と呼ばれる給付削減の仕組みが適用されます。この仕組みでは、図表1の年金改定率から「公的年金加入者数の減少率の3年平均

+0.3%」分だけ低い年金改定率が適用されます。ただし、マクロ経済スライド適用前の年金改定率がマイナスの場合はマクロ経済スライドが適用されなかったり、マクロ経済スライド適用後の年金改定率がマイナスになる場合はゼロを下限とする(ゼロで下げ止めにする)例外措置が設けられています。

3 | 消費税率の引上げと年金削減との関係

消費税率引上げに伴って物価の上昇が見込まれますが、賃金上昇率が物価上昇率を上回るかは不透明です²。仮に賃金上昇率がプラスであるものの物価上昇率を下回った場合は図表1の(4)に該当し、2015年4月の年金改定率(給付削減適用前)は物価上昇率より低い賃金上昇率に留まります。これに加えて前節で紹介した給付削減が適用されるため、最終的な(給付削減適用後の)年金改定率は物価上昇率を下回る可能性が高いです。年金生活者には苦しい改定ですが、賃金がなかなか上がらない現役世代とのバランスをとったり、年金財政の健全化を進めるためには避けられない措置といえます。

図表1 年金額改定の仕組み(概要)

原則：物価上昇率がプラスで、賃金上昇率が物価上昇率を上回る場合					
○67歳までの年金改定率 前年(1～12月)の物価上昇率+実質賃金上昇率の3年平均 ※本稿では上記の計算結果を「賃金上昇率」と表記					
○68歳以降の年金改定率 前年(1～12月)の物価上昇率 ※本稿では「物価上昇率」と表記					
原則以外：下記の(1)は上記の「原則」を指す					
	賃金と物価の関係			年金改定率	
	賃金 上昇率	物価 上昇率	大小関係	67歳まで	68歳以降
(1)	+	+	賃金上昇率	賃金上昇率	物価上昇率
(2)	+	-	∨	賃金上昇率	物価上昇率
(3)	-	-	物価上昇率	賃金上昇率	賃金上昇率
(4)	+	+	賃金上昇率	賃金上昇率	賃金上昇率
(5)	-	+	∧	ゼロ	ゼロ
(6)	-	-	物価上昇率	物価上昇率	物価上昇率

図表2 給付削減の大きさ(仕組みの概要)

特例水準の解消 (2013年10月分～2015年3月分)	
○2013年10月分から：1%削減	
○2014年4月分から：さらに1%削減	
○2015年4月分から：特例水準が解消(廃止)→本来水準で支給 (特例水準から本来水準への移行に伴って、0.5%削減)	
マクロ経済スライド (2015年4月分以降、年金財政健全化まで)	
「公的年金加入者数の減少率の3年平均+0.3%」を毎年削減 ※削減率は毎年変動し、0.9～2.0%程度になる見通し。 2015年度の削減率は1.2%の見通し。 ※年金改定率がマイナスの場合等に例外措置あり(本文参照)	

1 詳細は、新美隆宏「アベノミクスと公的年金の関係—物価や賃金が増えれば公的年金はどうなるのか?」を参照。

2 仮に賃金が増え物価も増え、年金改定に用いる実質賃金上昇率は3年平均なので影響は遅れる(図表1参照)。